

六甲アイランドまちの将来像策定に向けた検討会開催要綱

平成 30 年 7 月 16 日

みなと総局長決定

(趣旨)

第 1 条 六甲アイランドのまちの将来像の策定にあたり、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、六甲アイランドまちの将来像策定に向けた検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

(委員)

第 2 条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民代表

(3) 市職員

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱し又は任命する委員の人数は、20 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第 4 条 みなと総局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 みなと総局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(検討会の公開)

第 5 条 検討会は、神戸市情報公開条例(平成 13 年神戸市条例第 29 号)第 10 条第 2 号および第 4 号の規定により、これを非公開とする。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、みなと総局長が定める。

附 則 (平成 30 年 7 月 16 日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 7 月 20 日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。